

沖縄県における母子生活支援施設の実践構造と 生活支援に関する研究（第2報）

北川 清一 根本久仁子 池宮城和加子

1. はじめに

ここでは、本研究が取り組んだ2006年度（第2次）および2007年度（最終年次）の活動概要を報告する。

3カ年計画で取り組んでいる本研究の目的は、以下の3点に集約できる。すなわち、沖縄県における「ひとり親（母子）家庭」の「暮らし」の構造特徴を明らかにしながら、①わが国における母子生活支援施設が担ってきた伝統的な役割・機能をめぐる実態と、今日の沖縄県に所在する施設として担うことになる役割・機能の実態を整理した上で、その異同の意味を明らかにすること、②その結果を踏まえ、とりわけ濃密な支援を必要とする、いわゆる「かかわり困難」事例を「聞き取り」の方法を駆使しながら抽出し、「困難」とする実態とその要因分析を行うこと、③沖縄県という地域が今後構築すべき「ひとり親（母子）家庭」を支援するための具体的な方法について考察を加えることである。

以下、各年度に取り組んだ活動状況を報告しながら、本グループとして得られた成果を概略的にまとめてみたい。なお、成果の詳細は、北川グループとして取りまとめた『総括報告書』（2007年11月30日発行予定）を参照されたい。

2. 研究活動の経過

▼2005年度の取り組み

○研究組織：北川清一（明治学院大学）、村田典子（流通経済大学）、稲垣美加子（茨城キリスト教大学）、根本久仁子（聖隷クリストファー大学）、池宮城和加子（鉄道弘済会：研究協力者）

○2005年7月21日～22日

●沖縄県内3箇所の母子生活支援施設を訪問し本研究の趣旨説明と協力依頼を行う。

①沖縄市（市の設置・運営による施設）：市担当職員の同席あり。

②那覇市：施設のほかに市役所を訪問し、市役所担当職員にも趣旨説明と協力依頼を行う。

③浦添市（指定管理者制度により年度内に市から市社会福祉協議会〔以下、市社協〕へ運営が移管となる）：市社協担当職員の同席あり。

○2005年8月25日

●沖縄県における母子生活支援施設の実践の構造と支援の実際について把握することを目的に、施設の概要および支援内容に関する調査票を送付。後日、記入済み調査票を郵送により回収。

○2005年9月14日～18日

●沖縄県内3箇所の母子生活支援施設を訪問。

調査票への回答内容について確認あるいは補足のデータ収集のため、施設職員への聞き取りを実施。なお、沖縄市の施設については、市担当職員の同席も要請したため市役所を会場とした。

○2005年11月26日

- 市から市社協へ運営体制が移管した1箇所の母子生活支援施設（浦添市）に対し、必要項目について再調査の調査票を送付。後日、郵送により回収。

○2006年1月16日

- 沖縄の地域性理解を深めることを目的に、茨城キリスト教大学の藤村真弓先生との学習会を開催。

○2006年2月23日～25日

- 沖縄県内3箇所の母子生活支援施設を訪問し、調査結果とその解釈・分析について施設職員と協働討議を行う。なお、沖縄市の施設については、市役所を会場とし市担当職員の同席を得る。

- あわせて、以下の関係機関・関係者を訪問し情報収集を行う。

①那覇市：担当職員、②沖縄県社会福祉協議会：地域福祉関係、施設団体関係、母子寡婦福祉連合会関係担当者、③元母子生活支援施設利用者S氏、④なは女性センター

○2006年3月

- 2005年度調査報告書の「中間報告書」を作成し3箇所の母子生活支援施設へ送付。

▼2006年度の取り組み

○研究組織：北川清一（明治学院大学）、村田典子（流通経済大学）、根本久仁子（聖隷クリストファー大学）、池宮城和加子（鉄道弘済会：研究協力者）

○2006年6月

- 2005年度調査報告書の完成。「報告書」を

3箇所の母子生活支援施設へ送付。

○2006年9月12日～14日

- 沖縄県内3箇所の母子生活支援施設を訪問。いわゆる「かかわり困難」事例について、施設職員に対する聞き取り調査を行う。あわせて、沖縄県女性相談所を訪問し情報収集を行う。

○2007年2月26日～27日

- 沖縄県内3箇所の母子生活支援施設を訪問。「かかわり困難」事例についての聞き取り調査をもとに整理した事例について、修正すべき点や補足事項の確認を行う。あわせて、沖縄県女性相談所を訪問し、この間の経過を説明するとともに、事例のまとめ方について討議する。

○2007年3月

- 明治学院大学社会学部付属研究所『研究所年報』第37号に本研究の中間報告を掲載（pp.177-184）。

▼2007年度の取り組み

○研究組織：北川清一（明治学院大学）、根本久仁子（聖隷クリストファー大学）、池宮城和加子（鉄道弘済会：研究協力者）

○2007年4月23日

- 旭ヶ丘母子ホーム・児童家庭支援センター旭ヶ丘（千葉県）を訪問。花島治彦氏より広域支援事例について聞き取りを行う。

○2007年6月29日

- 沖縄県内3箇所の母子生活支援施設と沖縄県女性相談所よりスタッフの参加を得て「かかわり困難」事例についての事例検討会を開催。修正・加工した最終版の4事例（各施設より1事例および広域支援の1事例）と、これをもとに整理したアセスメント・自立支援計画（案）を素材に協働討議を行う。

- オブザーバーとして沖縄国際大学の岩田直子准教授の参加を得る。
- 2007年 7月
 - 旭ヶ丘母子ホーム・児童家庭支援センター旭ヶ丘を訪問。花島治彦氏より広域支援事例について補足の情報収集を行う。
- 2007年11月28日
 - 社会学部附属研究所主催の「シンポジウム」が開催される。本グループを代表して北川清一（明治学院大学）が参加し、研究成果の一端について発題する。
- 2007年12月（予定）
 - 「沖縄県における母子生活支援施設利用者の生活の諸相と支援方法＝支援計画策定マニュアル」の最終版を取りまとめる。これを本研究の「総括報告書」として関係者に配布し、研究活動を終了する。

3. 2005年度研究報告書の概要

ここでは、施設利用を必要とし、かつ、とりわけ濃密な支援の対象となる、いわゆる「かわり困難」事例と考えられる「ひとり親（母子）家庭」について、その典型事例とも呼べる基本イメージの概要を示しておきたい。なお、イメージを抽出するに至った作業の詳細は前報で報告した。

(1) 施設を利用する母親の「暮らし」からうかがえる特性

1) 扶養と養育に関する意識

子どもが生殖家族を築いた後に「ひとり親（母子）家庭」になった場合、生まれた子どもも含めて原家族内で扶養・養育することを当然とする考え方が、人々の間に一般的に共有されているようである。特に、母親が18歳未満である場合には、原家族による扶養が当然視されていた。ただし、このような傾向にも、離婚・非婚を重ねたり、母親の年齢が30歳を超えたりす

る頃から、以下のような変化が見られた。①家族・親族の扶養意識が徐々に変化を見せる。②親が高齢化することにより、扶養能力の面で困難が生じることもある。③世代が代替わりすることにより、いったん実家を出た者が実家に戻り長期間扶養されることが難しくなる傾向がある。

その一方で、これまで親の養育を受けてきた以上、親が介護を必要とする状況に至った場合、今度は子である自分が親元に同居して介護するのは当然とする見方も強くあることが伺えた。その結果、同居によって家賃の負担が軽減され、親の年金で生活費を補填することも可能になる面もあった。

2) 人口流入、核家族化、生活スタイルの都市化・本土化

若年人口の都市部への流入によって、核家族化傾向が促進され、原家族による扶養がさらに難しくなる状況も生じつつある。また、生活スタイルの都市化・本土化が進展するなかで、扶養家族が増えると生活レベルの低下を招くことになり、原家族においても長期間の扶養を避ける傾向が生じてきている。さらに、沖縄県においても、家族としての紐帯の弱体化が都市部を中心に始まっている様子も確認できた。

3) 経済的問題を理由とする施設利用の高まり

沖縄では女性が正規雇用される機会が限られている。その上、女性が30歳代から40歳代になると、さらに雇用条件が厳しくなり、3～4時間のパートタイム就労の確保も難しい実態があった。そのため、人によっては、当面の生活維持のため借金を重ね、さらに生活困難状態に拍車がかかり、あるいは、前夫が抱えた借金の返済を引き受けることで、自らの生活が破綻するケースが例外的な数ではなく存在した。その結果、この年齢以降の「ひとり親（母子）家庭」の自活が難しくなり、経済基盤の立て直しを図るた

め施設を利用する傾向が高くなる様子が伺えた。

4) その他

イ) 施設を利用している母親は、日常生活の自立度が高い傾向が見られた。これは、入所要件として早期の経済的自立可能性が重視されることと関連している。また、比較的年齢が高いため、生活経験の豊富な母親が多く入所しているという特徴も伺えた。

ロ) 入所中の母親の3分の1に別居子が存在し、別居後も、その子どもたちと良好な関係が維持され、交流が続いている様子が語られていた。

ハ) 50歳以上の利用ケースは、すべて祖母と孫という組み合わせであった。全国的には実母と実子による母子生活支援施設の利用が基本となっていることに対して、沖縄では、家族・親族による扶養意識が高いためか、祖母と孫をひとつの生活単位として分離することなく一体的に支援する実態が見られた。

(2) 母子生活支援施設の利用には至らない母子家庭との関連から

母子生活支援施設の利用者は、市作成の「要綱」等に準拠しての運営となるため、数年で経済的に自立可能なケースに限定される傾向にあった。したがって、県内の地域によっては、施設利用要件を満たすことができず、生活困難に直面している／放置されているケースが滞留しているように伺えた(そのことを裏付ける統計的数値は確認できなかったが、ケースの存在については認識されているようであった)。そのため、沖縄の母子生活支援施設を利用している母親は、全般的に育児能力、日常生活能力、就労能力の高い人が多い実態が判明した。我々は、当初、それとは逆の状況におかれている母親が施設利用を余儀なくされているという認識もっていた。沖縄の実態がこのような認識と対照的

であったことは、何を意味しているのだろうか。それは、いわゆる「本土」で暮らす人間の感覚であったことになるが、興味ある課題である。

4. 「かかわり困難」な状態にある典型事例

2006年度の「かかわり困難」事例の抽出作業、及び2007年度の「かかわり困難」事例の支援方法に関する協働討議を通じて、本研究では、以下の4事例を取りまとめた。

なお、事例は、個人情報保護の視点からフィクションとして作成し、氏名・地名・機関名等は実在するものと一切関係ないものとした。したがって、支援方法(計画)は、沖縄という特定の地域や特定の母子生活支援施設の実態を配慮して検討することよりも、どのような地域・施設でも、母子生活支援施設として、事例として取り上げたような事情にある「ひとり親(母子)家庭」を受け入れた場合、ソーシャルワークの視点から、ケースの実態を如何にアセスメントし、自立支援計画の策定に繋げるのかの過程を、いわばスタンダード・モデルを提示する形で取りまとめてみた。

(事例1) 認知を受けていない乳児を抱え、住まいも定立できないため、女性相談所に来所し一時保護された事例

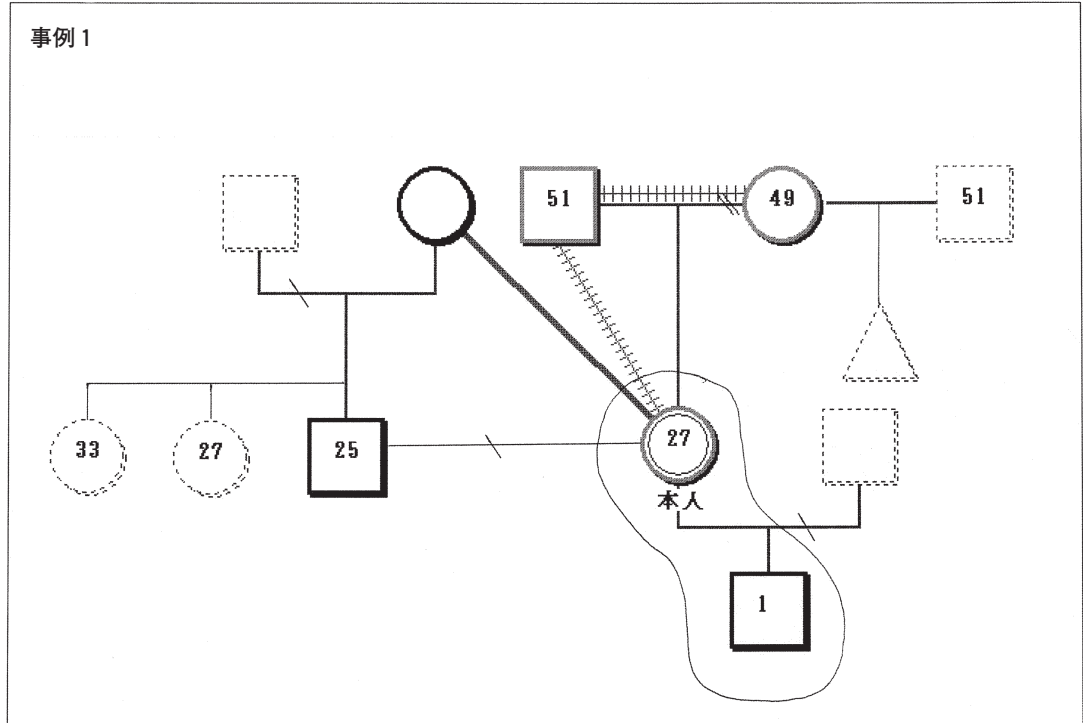
○利用者：母親(27才)、同居子1名

○在所期間：1年数ヶ月

○ジェノグラム

○概要

入所までの経過＝妊娠後、間もなく、子の父親にあたる男性と離別。その後、出入りしていたゲームセンターで男性と知り合い、その男性の自宅で同居(同棲)を始める。男性(家族)は、同居後に女性の妊娠を知り、同棲関係を解消する。しかし、男性の自宅では、出産までの居候は仕方ないとして世話を続けていた。出産



後も生活に当てのなない母子の対応に困り果てた男性の母親が本人を伴い女性相談所に来所（一時保護を経て）し、施設入所に至った「生活困難」を抱える母子ケース。

主訴（入所時）＝父親が判明しない出産間もない実子を抱え「生活困難」に直面している母と子の暮らしの実像

- ①住居がない。
 - ②未就労による経済基盤としての生計状態の脆弱（出産費用は未納状態）。
 - ③出産間もないにもかかわらず、誰からの支援（インフォーマルな関係の中で）も受けられずに子育てを始めなければならない。
- 施設として把握した課題（入所〈前〉から現在まで）

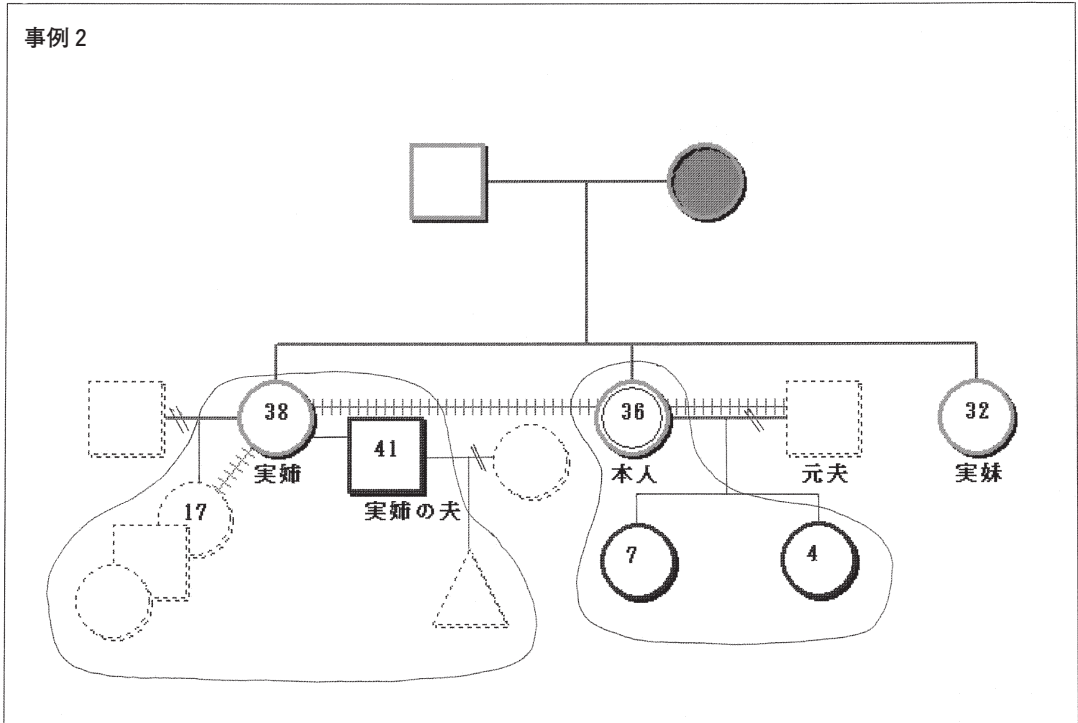
主訴の他に、以下の課題が判明する。

- ④本人の生育歴・生活歴に伴う課題。
- ・本人には、実父に虐待され児童養護施設での生活経験がある。

- ・施設から中学を卒業し、その後、自立援助ホームに移動。中卒で就労する。
- ・その後も、転職を繰り返し、就労を継続できない暮らしが続いた。
- ⑤金銭管理能力の課題。
- ・知人及び実母との間での安易な金銭（名義）の貸借。
- ・収入の範囲内でのやりくりができない。
- ⑥知的発達に障害がある（施設入所後に判明）。
- ⑦対人関係の課題。
- ・対応するに難しさを感じたりした場面〈例：いさかい、葛藤、口論、非難等々〉での逃避行動。
- ・感情表出や自己表現の仕方の課題。

（事例 2）影響力の強い実姉との関係改善を必要とする母子の事例

- 利用者：母親（36才）、同居子 2 名
- 在所期間：4 年



○ジェノグラム

○概要

入所までの経過＝第2子妊娠時に夫から「自分の子ではない」との疑いを持たれ、出産後、離婚し沖縄県に戻る。沖縄では幼少時から親代わりであった実姉宅に子ども達と共に同居する。しかし、同居中の実姉にも4人の子どもがあり、母子3人が長期にわたって同居することも難しくなってきた。加えて、かつてから続いていた実姉に対する絶対服従の関係にも息苦しさを感、同居し支援を受けることの抵抗感・拒否感が大きくなってきた。一方、地域で独立生計を立てるには、子ども達が乳・幼児ということもあり、条件の良い安定した・継続した就労機会を得る見通しが立たない状態にある。

主訴（入所時）＝同居することで生計が支えられていた影響力の強い実姉との関係改善を必要とする母と子が抱える「生活困難」の諸相。

①住居の不定立。

②経済基盤としての生計状態の脆弱。

③離婚に伴う課題。

④実姉との関係。

○施設として把握した課題（入所〈前〉から現在まで）

主訴の他に、以下の課題が判明する。

⑤交通事故を契機とする心身不調の顕在化。

1) 交通事故の後遺症として「ムチウチ」と「PTSD」の傾向が顕在化した。

2) 「うつ病」との診断を受けた。

⑥子育て・子育てに伴う課題。

1) ⑤のような状態に陥り、母親として子どもの養育が難しくなる。

2) 第1子（長女、小学校1年時）に愛着障害的な行動が顕在化する。

⑦宗教活動に関連した課題。

1) 宗教活動へののめり込み（動機は、子育てに関する自らの悩みの解消、宗教活動が

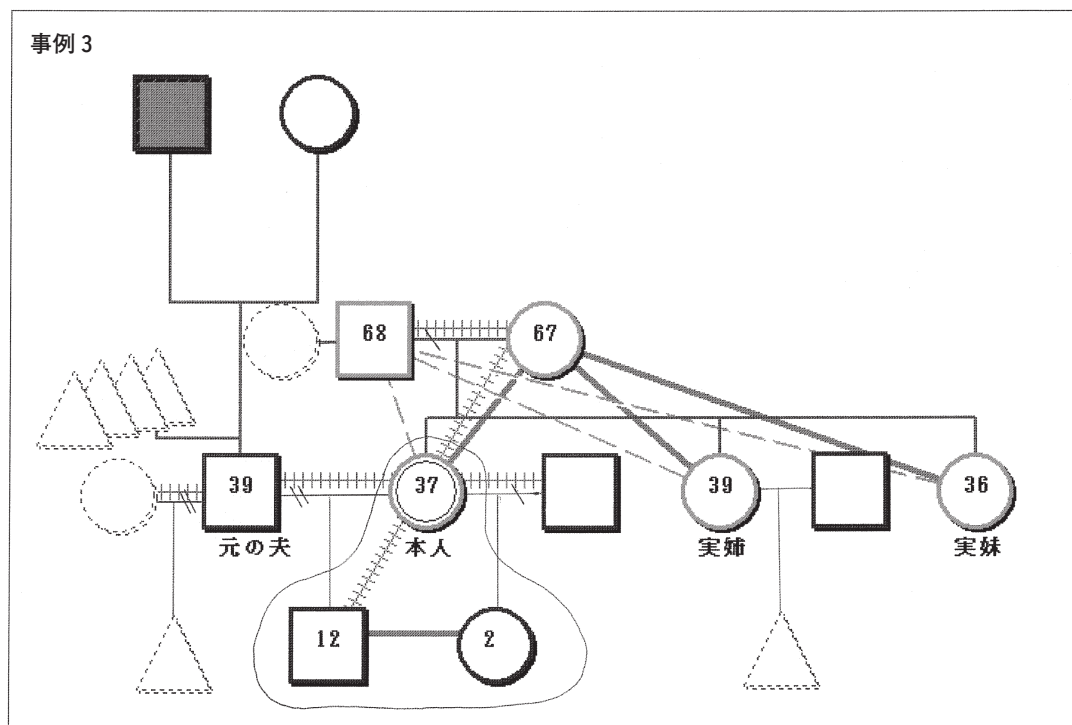
子どもの成長・発達にとっても意味あることとする思い込み)。

- 2) 活動の場面に子どもも巻き込むこととなり、結果、子どもにとって必ずしも適切とは言えない生活環境の中での暮らしが続いた。
- 3) 宗教の勧誘による周辺関係者からのクレーム。

⑧収集癖。

(事例3) 友人の弟との間の子を妊娠し、就労の機会を失って生活困難に陥った母子の事例

- 利用者：母親(37才)、同居子2名
- 在所期間：2年数ヶ月
- ジェノグラム



○概要

入所までの経過＝第1子の父親と離婚後、それまで居住していた静岡県から沖縄県の実家に戻り、実母と同居を始める。間もなく、第1子の世話は実母に任せ、就労を開始する。第1子が幼稚園に通園していた頃、実母に認知症の傾向が出始める。小学校1年になった第1子に不登校傾向が見られるようになる。その後、実母は、認知症のため入院となる。実母の入院中に、老朽化が著しい実家を処分してアパート生活を

始めるが、この頃から、第1子は全く登校しない状態となる。一方、本人は、離婚後、沖縄で知り合った男性の弟の子を妊娠(第2子)。この妊娠により就労継続が困難となったため、アパートの家賃の支払いも難しくなり施設入所となる。入所後に第2子出産。

主訴(入所時)＝認知を受けることが期待できない子ども(第2子)の妊娠と、それに伴って就労を継続することが難しくなり、「生活困難」に陥った母子

の暮らしの実像。

- ①脆弱な経済状態を改善するための就労支援。
- ②第1子の不登校問題。
- ③誕生予定の第2子の認知や養育費の問題。
- ④第1子および誕生予定の第2子に対する子育て問題。

○施設として把握した課題（入所〈前〉から現在まで）

主訴の他に、以下の課題が判明する。

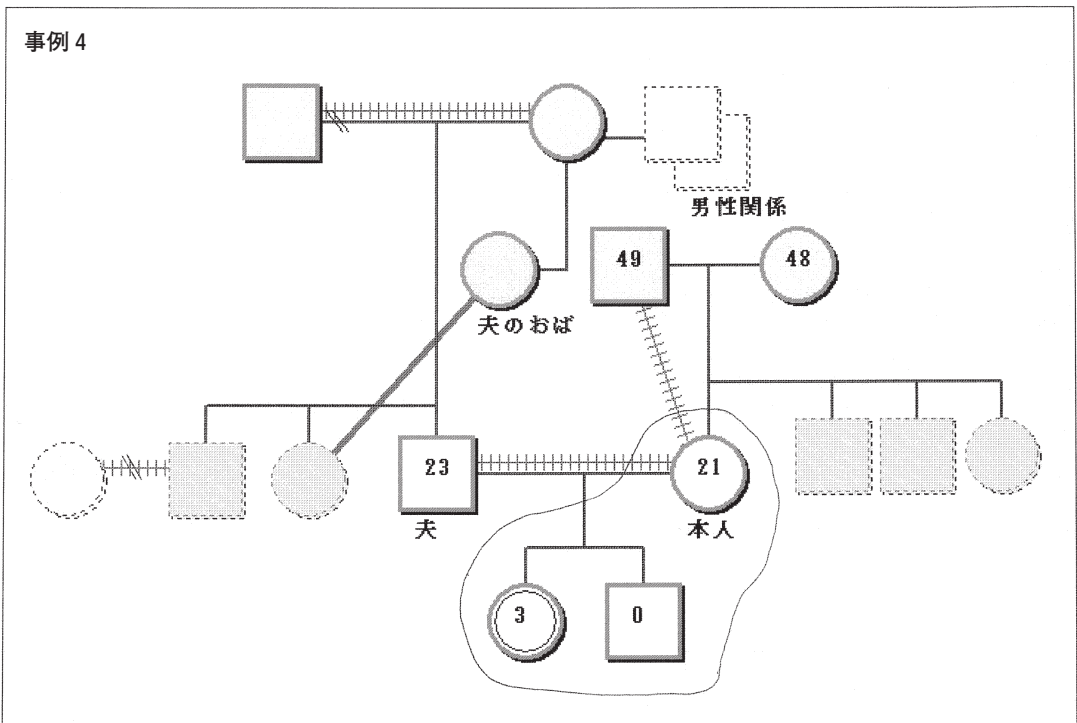
- ⑤本人の生育歴・生活歴との関連で派生していると思われる「癒し」の課題。具体的には次の通り。
 - 1) 実父に女性問題があり、幼少時から実質的には母子家庭のようにして育ってきた生活歴の課題。
 - 2) 高卒後、就職先となった本土の職場で出会った第1子の父親と離婚したことに伴う課題（離婚は夫及びその家族の多額の借金とその解消の見通しが立たない生活苦が理

由。しかし、夫は復縁を願い、本人もそのことを期待していた。ところが、夫は、間もなく再婚していたことが判明し、裏切られ感を抱いている側面がある＝本人の「思い」との乖離。

3) 原家族が抱える生活課題や事情（実父の実質的不在状態、実母との拝所回り、実妹への送金による経済的援助、病弱な実姉への対応、認知症で入院中の実母、等）等に巻き込まれ、翻弄されるような暮らしが続いたことで派生した生活課題。

⑥表面的な／特定の人との付き合いに留まり、深い関係に発展しない傾向にある本人の対人関係の調整。

(事例4) 夫からのDV被害を逃れるため、女性相談所の一時保護を経て他県の母子生活支援施設を広域利用することになった事例



- 利用者：母親（21才）、同居子2名
- 在所期間：0年
- ジェノグラム
- 概要

入所までの経過＝本人は、塗装工の夫との間に第1子を身ごもり、そのことを契機に17歳で同棲、18歳の時に出産・婚姻する。その翌年に夫が交通事故に遭い、夫の生活が激変（パチンコ通いや深酒、借金、本人へのDV、等々）する。とりわけ第2子の妊娠・出産に際して、自分が父親であるか否かの疑いを持ち、本人へのDVが極度に激しくなる。困り果て、第2子出産2ヶ月後の21歳の時、関係が途切れていた実家に2人の子どもを連れ逃げるようにして駆け込んだ。陥っていた状況に驚いた実父の指示を本人が受け入れたことで、警察・女性相談所へとつながり、一時保護所で保護を受けることになった。本人の希望と女性相談所の判断の結果、他県の母子生活支援施設（民間）の広域利用となった母子のケースである。

主訴＝DV被害を逃れるため、他県の母子生活支援施設を広域利用することになった母と子が抱える「生活困難」の実像。

- ①夫からのDV被害。
- ②暴力が続く夫との離婚。
- ③安心・安全を実感できる居所の確保。
- ④母子3人で自立した生活を送りたい。
- ⑤子育て不安に対する支援。
- 広域利用を受け入れた施設として把握した課題（入所〈前〉から現在まで）
主訴の他に、以下の課題が判明する。
 - ⑥本人と両親との感情処理・関係調整。
 - ⑦本人ときょうだいとの感情処理・関係調整。

5. 「かかわり困難」事例の分析視角

本研究でいう「かかわり困難」事例を分析する際のスタンダード・モデルとは、利用者・当

事者自身が保持する「困難を跳ね返す力（resiliency）」を、ワーカーとして関与する過程で引き出すことを重視するクリティカルな視点に立ったファミリーソーシャルワークの展開を意味する。そのため、取り上げた事例は「ライフヒストリー」「ライフストーリー」の概念を採用する形でまとめ、その後、ジェノグラムとエコマップを挿入し作成した。

家族を支援するにあたり、クリティカルな視点に立ったソーシャルワーク（critical social work）の展開方法を検討する場合、基本的には以下に関する情報の収集が必要となる。これを子どもや家庭（家族）が抱えるニーズや生活課題の内実を規定する因子の抽出作業と呼んでおきたい。

- ①子どもを含めた家族の生活水準と生育史（ライフヒストリー）
- ②家族の構成や家族内の力（抑圧）関係
- ③家族が暮らす環境や社会資源との接触状況
- ④親の子育て能力・態度
- ⑤家族意識とジェンダー・バイアス（gender bias）

これらの事項について、ワーカーとして耳を傾けながら利用者の「語り」を聴く（ナラティブ）ことにより、多くの場合、「ライフヒストリー」と「ライフストーリー」の異同が明らかになってくる。その異同の「現実」とあわせて、子どもや家庭（家族）が抱える多様なニーズや生活課題を鳥瞰図的に把握することで、分析する道筋が明らかになってくる。そして、ここで明らかになったニーズや生活課題に対応する取り組みは、十全な事前評価（＝アセスメント）が行われることを前提に、一元的で包括的な支援過程として構築する必要が生じる。そのため検討を加える切り口を次のようにまとめておきたい。

- ①日常生活場面で生起する危機への応急的な

対応

- ②生活条件の整備
- ③生活形成力（生活設計能力）の発展・強化
- ④以上の活動に基づいた社会福祉及び関連政策・行政・運動への提案・活動とその組織化と連携・協働

支援の方法について、このような因子を考慮しながらデザインすることにより、「子ども」と「家庭」は、分離することなく両者を統合して（=全体としての家族）捉える必要性が明らかになる。なお、このような考え方を導くクリティカルな視点には、以下のような特徴ある「思考方法（critical perspective）」を持つ。

- ①人間には、いかなる事態に置かれても安寧を取り戻す「力（resiliency）」を持ち合わせている点に着目し、支援過程の再構築を進める。
- ②ソーシャルワーカーには利用者と協働（collaboration）しながら直面／認識している諸困難と建設的に向き合うことを求める。しかし、建設的に向き合うこととは、肯定的に全ての事柄を受け入れることではない。我々が当然のことと思込んでいる事柄（価値、制度、対処方法等々も含む）を新たに見直し、分析していくことを重視する。
- ③「科学的証拠」に基づく「知識」だけに関心を向けるのではなく、利用者が持つ「知識」にも関心を寄せつつ支援過程に導入し、ストレングスに着目するソーシャルワーカーの支援的態度を重視する。利用者の尊厳を重視することで、利用者の生きる世界にも、ソーシャルワーカーとしての認識を遙かに超えた現実が存在することに気づけた自分と向き合える状況を生み出すことになる。
- ④「現実」「知識」「証拠」を分析することに加え、利用者と織りなす支援過程で利用者

が体験した「現実」を受け止め、「現実」についての語りに耳を傾け、人間としての尊厳を侵襲することなく、利用者の願う暮らしの再構築に寄与することを重視する。それは、利用者にとって何が「現実」であり、それをソーシャルワーカーがいかなる価値観に依拠して認識しているかを把握することを意味する。

要するに、クリティカルとは、単に「批判すること」ではなく、ワーカー自身が内省し、一見揺るぎない、疑いの余地もないように見える科学的な「証拠」や「現実」を「脱構築（deconstruction）」しながら、利用者の「語り」を手がかりに支援の過程を利用者とともに「再構築」するよう促す「思考方法」のことをいう。

6. まとめ

3年間にわたる沖縄研究では、ある種沖縄独特の家族・親族・共同体の扶養・相互扶助の構造の力強さを垣間見ることとなった。その一方で、沖縄が長きにわたって培ってきた伝統的な扶養の形態と方法のみに依拠しては、もはやひとり親（母子）家庭の生活を維持することの難しさが顕在化していることを実証的に知る研究でもあった。

沖縄県内における雇用状況、経済・財政状況、生活状況の変化は、多くの県民にこれまでとは異なる生活課題との遭遇をもたらし、選択肢のひとつとして新たな社会システムの構築が必要とされる時代を迎えているように感じた。言い換えれば、もはや沖縄で暮らすすべてのひとり親（母子）家庭にインフォーマルなネットワークが存在するとは限らない事態にあり、多様なセーフティネットを用意することが必要な時期にあるとの感触をえることになった。

なお、沖縄の母子生活支援施設の設置主体がすべて市町村であることを考えると、その役割

を行政の責任として担っていくことが期待されるのかもしれない。片隅の存在として忘れられがちなひとり親（母子）家庭の暮らしを支える上で、社会的な仕組みの整備に努めることは、ソーシャル・インクルージョンの考え方にもつながることになる。

急速に進む社会福祉制度の改革は、家族の事情の如何を問わず、社会的な支援システムを多様な方法を駆使しながら活用することで、理念的に言えば、暮らしの安全・安心が保たれる体制の整備を志向するものであった。このような視点は、沖縄独特ともいえる従来までの家族・親族・共同体の扶養・相互扶助に関する意識や慣習を必ずしも否定するものではない。新たな困難を実感させる社会状況が顕在化してきたなかで、ひとり親（母子）家庭の暮らしが、安全・安心を実感しながら営めるようになるためには、家族力の強化と社会的な支援のシステムやネットワークとの共存を、どのようにデザインできるかが課題となっているように思える。「家族は社会福祉の含み資産」としない視座を、沖縄県民自身が自らの「暮らし」のなかで如何に体现できるか、このことは、県民一人ひとりが「自立した市民」となるために立ち向かうことを必要とする重たい課題のひとつに思えてならない。

【参考文献】

- ①北川清一「子どもの福祉とソーシャルワーク—児童養護施設における自立支援計画の策定をめぐって—」『ソーシャルワーク研究』Vol.25, No. 4、相川書房、2000年
- ②山崎美貴子『社会福祉援助活動と地域福祉権利擁護事業』全国社会福祉協議会、2001年
- ③山崎美貴子・北川清一「記録の技法」『新社会福祉援助技術演習』社会福祉教育・教材開発研究会編、中央法規出版、2001年
- ④北川清一「児童養護施設における自立支援計画の策定と情報処理—実践方法のパラダイム転換

- (覚書) —」『社会福祉援助活動のパラダイム—転換期の実践理論—』山崎美貴子ほか編、相川書房、2003年
- ⑤北川清一「ファミリーソーシャルワークの意義」『児童養護』第35巻第2号、全国児童養護施設協議会、2004年
 - ⑥北川清一・村田典子・松岡敦子「脱構築（deconstruction）分析による事例研究—ソーシャルワーカー・アイデンティティの形成を目指して—（その1）」『ソーシャルワーク研究』Vol.31, No. 2、相川書房、2005年
 - ⑦北川清一・松岡敦子・村田典子「脱構築（deconstruction）分析による事例研究—ソーシャルワーカー・アイデンティティの形成を目指して—（その2）」『ソーシャルワーク研究』Vol.31, No. 3、相川書房、2005年
 - ⑧北川清一『ソーシャルワーク実践と面接技法—内省的思考の方法—』相川書房、2006年
 - ⑨北川清一・松岡敦子・村田典子『演習形式によるクリティカル・ソーシャルワークの学び—内省的思考と脱構築分析の方法—』中央法規出版、2007年
 - ⑩北川清一「施設における不祥事発生のメカニズム—専門性と意味世界のはざま—」『社会福祉研究』第100号、鉄道弘済会、2007年
 - ⑪北川清一「ソーシャルワーカーと倫理綱領—実践の中で大切にしたいこと—」第21回社会福祉実践家のための臨床理論・技術研修会／主題講演資料（全文掲載）、明治学院大学社会学部付属研究所、2007年